

## 宮崎市総合計画審議会条例

昭和43年 3 月 30 日

条例第 2 号

## (設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議するため、宮崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。